

森町町営住宅等 入居条件他

○所得条件以外

- ①申込者本人の他に、同居（予定）者を有すること→「世帯・所得条件」表内（☆）がある世帯、及び生活保護受給（予定）者は単身入居可能
- ②持家を所有していないこと→売買の時期が明確である場合、又は、所有者名義が申込者本人から変わることが確定している場合を除く
- ③暴力団関係者でないこと、町税等の未納がないこと

○公営住宅・改良住宅 世帯・所得条件（森地区・砂原地区）

○特定公共賃貸住宅 世帯・所得条件（砂原地区のみ）

※「政令月収」とは…世帯全体の年間所得から各種控除を適用し、算定された金額を12で割った額のこと

世帯	該当世帯	政令月収
一般世帯	裁量世帯以外	158,000円以下
裁量世帯	高齢者世帯（☆）	214,000円以下
	障がい者世帯（☆）	
	戦傷病者世帯（☆）	
	被爆者世帯（☆）	
	引揚者世帯（☆）	
	ハンセン病療養所入所者世帯（☆）	
	義務教育修了までの子がいる世帯	

世帯	該当世帯	政令月収
一般世帯	裁量世帯以外	158,000円以上 487,000円以下
裁量世帯	高齢者世帯（☆）	
	障がい者世帯（☆）	
	戦傷病者世帯（☆）	
	被爆者世帯（☆）	
	引揚者世帯（☆）	
	ハンセン病療養所入所者世帯（☆）	
	義務教育修了までの子がいる世帯	

○優先入居対象世帯

世帯	条件
ひとり親世帯	2 0歳未満の子を扶養し、 かつ、その子と同居していること
寡婦世帯	
引揚者世帯	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第2条各号に掲げる者であること
高齢者世帯	本人、又は申込世帯全員が60歳以上
心身障がい者世帯	障がい者基本法第2条に規定する障がい者を有する世帯
著しく所得の低い世帯	政令月収が生活保護扶助基準額の100分の50以下である世帯

○控除一覧

控除区分	対象者	控除額
給与（年金）	給与（公的年金）所得を有する者	10万円
同居（扶養）親族	世帯主以外の者（別居扶養含む）	38万円
老人扶養親族	70歳以上の扶養親族・控除対象者	10万円
特定扶養親族	16歳以上23歳未満の扶養親族	25万円
（特別）障がい者	障がい者手帳を持つ者	27万円（40万円）
ひとり親	左記条件に該当する者	35万円
寡婦		27万円

○ひとり親・寡婦条件

区分	条件	備考
共通	現在、婚姻をしていない、又は、 配偶者の生死が不明	ひとり親に該当しない場合、 寡婦控除適用
	現在、事実婚状態にない	
	合計所得金額が500万円以下	
ひとり親	生計を一にする子がいる	「子」の条件：総所得金額48万円以下、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない
	婚姻歴・性別不問	
寡婦	夫との離婚後に婚姻をしておらず、 扶養親族がいる	・どちらかの条件を満たす女性 ・婚姻歴必須
	夫との死別後に婚姻をしていない	

○連帯保証人

保証人予定者	条件（共通）	その他
親族	暴力団関係者でないこと	町内外不問
知人	町税等の未納がないこと	町内在住であること
友人	入居者と生計を異にしていること	
家賃保証会社		緊急連絡先の設定必須

○みどりヶ丘団地（参考位置図）



○度杭崎団地（参考位置図）

